

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月

私は 15 歳から親元を離れ働いていたが、親から、20 歳になったら国民年金に加入するようと言われていたので、昭和 44 年の正月に実家に帰った際、親にお金を預け国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を依頼した。それ以降は、結婚するまでお金を送り続け保険料を納付してもらっていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の両親は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人及びその両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 7 月 19 日に払い出されており、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、20 歳到達時の同年*月*日で強制被保険者資格を新規取得し、同年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を同年 7 月 23 日に納付していることが確認できることから、その際に、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であり、同市からは、「被保険者から申出があれば過年度納付書を発行していた。」との回答を得ている。

さらに、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は、昭和 46 年 7 月から 47 年

3月までの期間の国民年金保険料を50年12月26日に特例納付していることが確認できることから、特例納付は、先に経過した月の分から順次行うものとされていることから、その当時に申立期間が未納であった場合、その期間に充当されるべきものである。このため、社会保険事務所（当時）では、その当時、申立期間について、納付済期間として認識していたものと推認され、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から同年 5 月まで

私は、昭和 46 年 2 月末に会社を退職した後、同年 6 月に次の会社に勤めるまで国民年金に加入し、納付組織を通して国民年金保険料を納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中の昭和 46 年 4 月 12 日に払い出されていることが確認できることから、申立人が、国民年金の加入手続を行いながら国民年金保険料を未納のままにしていたとするのは不自然である。

また、申立人は、納付組織を通して申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時点では、申立期間の保険料は現年度保険料となり、当該組織を通しての納付が可能であったと考えられる上、申立人は、納付組織番号の記載された「昭和 45 年度 町・県民税納税通知書（兼領収書）」を所持しており、A 市からは、「申立期間当時、申立人が居住していた地区に納付組織があり、当該組織等による集金方式による納付が行われていた。」との回答を得ていることから、申立人の主張に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日、資格喪失日を20年8月30日とし、当該期間に係る標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月30日まで

私は、D県E学校を卒業後、昭和19年4月に、学校の推薦でA株式会社B工場に就職し、戦災で工場が焼失するなど空襲が激しくなり帰郷するまで、同社同工場の事務員として勤務していた。

D県内から一緒に就職した人たちの名前や配属先の上司の名前も覚えており、一緒に就職した人たちと撮った集合写真や上司だった人（女子）の写真を持っている。

A株式会社B工場に一緒に就職した人たちには、勤務していた当時の期間について厚生年金保険の加入記録があるのに、同じように勤務していた私の加入記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA株式会社B工場の配属先の上司の証言及び申立人に係るD県E学校の学籍簿（昭和19年3月31日卒業）等により、申立人は、申立期間について、A株式会社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、労働者年金保険法が厚生年金保険法に改正され、それまで労働者年金保険が適用されなかった男子事務職員及び女子を対象

に被保険者資格の拡大等が行われたところ、A株式会社B工場においても、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、被保険者資格に関する規定が施行された昭和19年6月1日付けで約2,000人の社員が新たに厚生年金保険被保険者資格を取得（厚生年金保険料の徴収は、昭和19年10月1日から施行）していることが確認できる。

さらに、申立人がA株式会社B工場の配属先の上司として記憶している2人（いずれも女子）及び申立人と一緒に同社同工場に就職したと記憶しているD県出身の同期の女子9人全員について、昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、うち上司の1人及び同期の3人については、オンライン記録上、当該被保険者期間の記録が、資格取得日を同年10月1日、資格喪失日を20年8月30日として基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D県出身の同期の女子9人の昭和19年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、20円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C株式会社では、不明としているが、仮に、事業主から、申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者の資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時は、保険出張所。以下同じ）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和30年12月1日に、資格喪失日に係る記録を32年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、30年12月から31年9月までは7,000円、同年10月から32年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から32年7月1日まで

私は、昭和27年5月から34年6月までの期間、株式会社Aに継続して勤務したが、同社B支店からC県の本社に転勤した期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社AのB支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日欄に「30.12.1 転」と記載されていること、及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（昭和30年12月1日に株式会社AのB支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社A本社及び同社B支店において被保険者資格を取得している複数の同僚の記録から、昭和30年12月から31年9月までは7,000円、同年10月から32年6月まで

は 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっていることから、これを確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 12 月から 32 年 6 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月1日から20年1月1日まで
② 平成15年8月31日
③ 平成15年12月31日
④ 平成16年8月31日
⑤ 平成16年12月30日
⑥ 平成17年9月30日
⑦ 平成17年12月28日
⑧ 平成18年8月11日
⑨ 平成18年12月25日

私が株式会社Aで働いていた時の厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額が実際の給与支給額と違っている上、平成15年夏以降の賞与については、厚生年金保険の記録に含まれていないことが分かった。

保管している給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正し、賞与の支払についても厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された株式会社Aの給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年4月を22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち平成15年4月を除く期間について、上記給与明細書により、当該期間に係る申立人の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額よりも一貫して高額であることが確認できることから、当該事業所では、従業員に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出ることが常態となっていたと推認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

なお、平成15年4月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届によれば、申立人に係る報酬月額は17万5,000円で届け出られていることが確認できることから、事業主は給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から⑨までの標準賞与額に係る申立てについて、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間に一時金の支払がされていることが確認できるものの、当該給与明細書において控除されている保険料は、一時金を除く各月のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料と一致しており、一時金に係る保険料は控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所で申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した50名のうち平成15年以降も被保険者となっている15名についても、同年以降に標準賞与額の記録がある者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②から⑨までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

昭和56年5月からA事業所に勤務した。勤務に先立つ研修の際、国民年金及び国民健康保険への加入が必要との説明があったので手続を行い、それぞれの保険料は金融機関から自動引落しにした。

当時の通帳や確定申告の書類は保存していないが、国民年金と国民健康保険を同じ引落しの手続をして、国民健康保険だけが引落しになっているとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿に記録された任意加入被保険者の払出年月日記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月8日又は翌9日に払い出されていることが確認できる。

この払出日の時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、父の加入する共済組合の被扶養親族であったが、国民年金に加入するため被扶養親族から外れたとしているところ、同組合の記録によると、同組合で被扶養親族の資格を喪失した日は昭和60年9月30日となっており、国民年金手帳記号番号の払出時期と符合している。

さらに、申立人は、昭和56年4月頃に国民年金に加入し、当初は、金融機関で毎月保険料を振り込みで納付し、その後、自動引落しで毎月保険料を納付していたとしているが、B市では、i) 申立期間当時は国民年金保険料を3か月まとめて納付する時期に当たり、毎月納付に改められた

のは 61 年 4 月からである、ii) 申立期間当時は納付書により保険料を納付する時期に当たり、自動引落としが始まった時期は 62 年 4 月からであるとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで
私が大学在学中であった昭和49年4月から51年3月までの期間は、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた可能性があるため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の20歳到達時から申立期間の終期に当たる昭和51年3月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない上、申立人が申立期間当時、住民登録していたA県B村（現在は、A県C町）では、申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらないとしている。

また、申立人は、申立期間について、父が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行った可能性があるとしているが、申立人の父は既に他界しており、申立人及びその父の同居親族は、保険料の納付等に関与していないため、国民年金の加入手続や保険料の納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録で申立人に係る氏名検索を行ったが、未統合となっている記録は確認できない上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、このほかに申立期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 58 年 2 月まで

私は、昭和 57 年 2 月頃に、厚生年金保険から国民年金に切替手続をしたにもかかわらず、1 か月で国民年金被保険者資格を喪失している記録となっているのはおかしいと思う。申立期間については、毎月納付書で国民年金保険料を確かに納付していたことを覚えているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 2 月頃に厚生年金保険から国民年金に切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、「国民年金手帳番号割振設定表」によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 7 月 2 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金に切替手続をしたにもかかわらず、1 か月で国民年金被保険者資格を喪失している記録となっているのはおかしいと主張しているところ、昭和 61 年 4 月 3 日に作成された A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、同名簿の備考欄に、52 年 8 月 10 日から 57 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から 60 年 9 月 15 日までの期間が厚生年金保険の加入期間である旨の記載が確認でき、同市は、当該記録に基づき、上記期間の間に当たる 57 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの 1 か月間のみを国民年金の強制加入期間として記録訂正したことが推認される。当該記録処理は、オンライン記録により、61 年

5月16日に追加処理されていることが確認でき、申立期間当時は未加入期間であったため、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）によると、申立期間のうち、昭和57年3月から58年2月までは未加入期間となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を地区の団体による集金を通じて納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しており、オンライン記録によれば、申立期間を含む昭和36年4月から58年3月までの夫婦の納付及び免除の状況は一致しているところ、申立期間の保険料は夫も未納とされている。

また、申立人の夫は、免除を申請した経緯については記憶が定かではないと述べているところ、申立期間直後に当たる昭和37年4月から45年3月までの8年間は夫婦共に申請免除期間とされていることなどからすると、申立期間の保険料が納付されていたとは直ちには認め難い。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年3月まで

私は、昭和48年8月末に会社を辞め、家業を継いだことから、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月7日にA町（現在は、B市）で、申立人の妹と連番で払い出されており、この頃に加入手続をしたものと考えられるところ、加入手続の時期からみて、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人及びその母親は、申立人の父親が保険料を過年度納付していた記憶は無いと述べている。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は未納とされており、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の妹も、申立人と同様に、加入手続の時期からみて保険料の現年度納付が可能な昭和50年4月の保険料から納付されており、それ以前の期間は未納とされている。

さらに、申立人の父親は既に死亡し、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から57年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から57年1月まで

父親から民間の養老保険等の加入とともに国民年金への加入と付加年金への加入を強く勧められたので、昭和48年1月に国民年金に任意加入し、1回目の国民年金保険料を納付してから約4か月後に付加年金にも加入した。

申立期間に定額保険料と付加保険料を納付していたので、申立期間を付加保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で昭和48年1月に国民年金に加入してから約4か月後に付加年金への加入手続を行ったと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）には、申立人が付加年金へ加入したことを示す記載が無い上、付加保険料を納付したことをうかがわせる記録も確認できない。

また、申立人が昭和52年6月29日に転入したB町（現在は、A市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）にも、申立人が付加年金へ加入したことを示す記載は無く、「保険に関する記録」欄の、昭和52年度から56年度までの各「摘要」欄に記載された納付金額（前納額）は、定額保険料のみの金額であり、付加保険料は含まれていない。

さらに、申立人が、申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 11 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 11 年 3 月まで
夫が昭和 52 年 6 月から付加年金に加入していたので、私も、夫の加入から 6 年ほどたってから付加年金に加入したと記憶している。
申立期間を付加保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月頃に付加年金への加入手続を行ったと主張しているが、当時の A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人が申立期間に付加年金へ加入したことを示す記載が無い上、同市の国民年金被保険者名簿（電子データ）には、付加年金の加入年月「平成 11 年 4 月」及びその入力処理日「平成 11 年 4 月 19 日」との記録が確認でき、それ以前に申立人が付加年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の「保険料に関する記録」欄の昭和 58 年度から 60 年度までの欄に記載された納付金額は、定額保険料のみの金額であり、付加保険料は含まれていない。

さらに、申立期間は 16 年と長期間であり、これほど長期間にわたって定額保険料と付加保険料が一緒に納付されながら、付加保険料についてのみ納付記録が欠落するとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 5 日から同年 11 月 23 日まで
私は、昭和 35 年 1 月 5 日から A 株式会社 B 支店の経理課に勤務した。20 歳になれば正社員にするとの条件で採用されたが、厚生年金保険に加入していないことに納得ができない。当時の給与は 9,500 円であったことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に関する具体的な記憶及び複数の元同僚の証言から、申立人が A 株式会社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間について、正社員になる前であったとしているところ、複数の元同僚からも申立人が申立期間に正社員として勤務し厚生年金保険に加入していたとする証言は得られなかった。

また、A 株式会社の業務を引き継いだ株式会社 C 本社は、申立期間当時の社会保険関係の書類は、保存年限を経過したため廃棄したとしていたとともに、同社に保管されている昭和 19 年以降の社員名簿に申立人の氏名が見当たらないことから、申立人は、臨時雇用者であったと考えられると回答している。

さらに、D 健康保険組合に申立人の健康保険被保険者としての加入記録について照会したが、同組合は、「保存年限の経過により関係資料が無く、申立期間当時の加入記録は確認できない。」旨回答している。

加えて、申立期間及びその前後の期間について、A 株式会社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2456 (事案 492 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月15日から38年2月20日まで

私は、昭和37年9月15日から株式会社Aに勤務しているが、厚生年金保険の資格取得日が38年2月20日となっている。退職金支払明細書に入社日が記載されているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和37年10月18日から38年2月頃まで、B株式会社C工場に勤務していたと主張していたところ、当該申立てについては、i) 申立人は、B株式会社C工場の次に勤務した株式会社Aにおいて、37年11月15日から雇用保険に加入していること、ii) B株式会社C工場は既に解散しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができないこと、iii) 申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無いことなどから、当委員会は、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し平成21年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、勤務していた株式会社Aの退職金支払明細書に入社日が昭和37年9月15日と記載されていることから、同日から厚生年金保険に加入していたとして再申立てを行っているところ、当該退職金支払明細書及び株式会社Aの回答から、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、入社から3か月程度は、試用期間であるため厚生年金保険には加入させていない旨回答している。

また、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和38年2月20日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録と一致している。

さらに、複数の元同僚に当時の状況について照会したが、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 1 日から平成 10 年 8 月 23 日まで
私は、昭和 62 年 6 月から平成 10 年 8 月までの期間、株式会社Aにおいて運転手として勤務した。給与は、平均して約 45 万円であったが、標準報酬月額は給与額の約半額で記録されているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者であり、申立人と同じ仕事をしていたとする元同僚が所持している平成 5 年 2 月分から同年 11 月分までとみられる給与明細書によると、給与総額は、当該元同僚に係るオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であるが、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人が同じ仕事をしていたとしている複数の元同僚の標準報酬月額は、申立人と同様、19 万円から 26 万円の範囲内となっており、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額となっている状況は見受けられない。

さらに、当該事業所の元代表取締役は、10 年以上前に会社は倒産しており、社会保険関係及び賃金台帳等の資料は保管していないが、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと記憶している旨回答している。

これらのことから、当該事業所では、実際の給与総額よりも低い金額で報酬月額の届出を行い、その報酬月額に基づいて決定された標準報酬月額

から算出した厚生年金保険料を給与から控除していたものと推認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A株式会社B支店（現在は、C株式会社D支社）E出張所に勤務していた昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 7 月 1 日までの標準報酬月額が従前より下がっていた。当時、職種は昇格しており、給与が下がることは考えられないことから、標準報酬月額を正しく訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の厚生年金保険制度における標準報酬月額の定時決定については、毎年5月から7月までの3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級を、当該年の10月から適用することとされ、随時改定については、昇給などにより固定的賃金の変動した場合に、変動月以降3か月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額の等級が従来の標準報酬月額の等級と比較して2等級以上変動したときに行うこととされている。

申立人の標準報酬月額の随時改定又は定時決定についてみると、昭和34年8月に1万2,000円から1万6,000円に随時改定されており、その後35年10月に1万4,000円に定時決定されているところ、当該改定又は決定は、34年5月から同年7月までの3か月間及び35年5月から同年7月までの3か月間に支払われた報酬の平均月額が、それぞれ1万6,000円の標準報酬月額の範囲（1万5,000円以上1万7,000円未満）及び1万4,000円の標準報酬月額の範囲（1万3,000円以上1万5,000円未満）に該当したことによるものと考えられる。

申立人は、当時の給与が下がることは無いと主張しているが、複数の同僚が給与には変動給が含まれており、月によって金額に差が生じていたと証言していることから、昭和 35 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間の平均月額が、34 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間の平均月額より低くなることがあったとしても不自然とまでは言えない。

また、申立人の標準報酬月額は、昭和 36 年 7 月の随時改定により、1 万 4,000 円（第 10 等級）から 1 万 8,000 円（第 12 等級）に改定されているが、仮に申立人の主張どおり、申立期間の標準報酬月額が 1 万 6,000 円（第 11 等級）であったとすれば、標準報酬月額 1 万 6,000 円と 1 万 8,000 円には 2 等級以上の差が生じず、随時改定は行われなかったこととなる。

これらのことから、申立人の標準報酬月額の推移が不合理なものとは認められない。

さらに、C株式会社D支社は、申立期間当時の賃金台帳等の給与に関する資料を保管しておらず、ほかに申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 30 日から同年 9 月 10 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については加入記録が無いとの回答があった。昭和 43 年 2 月 21 日から株式会社 A に勤務し、同年 7 月 30 日から B 株式会社（平成 5 年 5 月 1 日に C 株式会社へ合併）に出向して販売の業務を行っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A から B 株式会社へ出向し、申立期間も継続して勤務していたと主張している。

しかし、株式会社 A 及び C 株式会社に照会したが、両社が従業員の出向等を行う関係にあったことは確認できなかった。

また、B 株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者、4 名に照会したが、同社と株式会社 A に関連があったことを証言する者はいなかった。

さらに、申立人が B 株式会社で行っていたとする業務内容も同社の事業内容と大きく異なっている。

これらのことから、申立人が申立期間当時の勤務状況について記憶違いをしている可能性も否定できない。

加えて、株式会社 A 及び C 株式会社は、申立人の勤務状況を確認できる人事記録等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

私が勤務していたA共済組合は、本来昇給による賞与支給額の変更を行うべきところ、その変更手続を行わず、変更前の賞与額に基づいて厚生年金保険料を控除していたとして、平成 23 年 3 月に年金事務所に 3 年分の訂正の届出を行ったが、20 年 6 月及び同年 12 月の賞与に関しては時効のため、標準賞与額が訂正されていない。

組合としては、賞与における厚生年金保険料の差額を納付するとしているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初、平成 20 年 6 月 30 日は 64 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 68 万 1,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に 20 年 6 月 30 日は 65 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 69 万 1,000 円に訂正されているところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（65 万 2,000 円、69 万 1,000 円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（64 万 3,000 円、68 万 1,000 円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、A共済組合から提出された給与台帳によれば、各申立期間の賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており、控除された各申立期間に係る厚生年金保険料についてもオンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

私が勤務していたA共済組合は、本来昇給による賞与支給額の変更を行うべきところ、その変更手続を行わず、変更前の賞与額に基づいて厚生年金保険料を控除していたとして、平成 23 年 3 月に年金事務所に 3 年分の訂正の届出を行ったが、20 年 6 月及び同年 12 月の賞与に関しては時効のため、標準賞与額が訂正されていない。

組合としては、賞与における厚生年金保険料の差額を納付するとしているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初、平成 20 年 6 月 30 日は 63 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 67 万 2,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に 20 年 6 月 30 日は 64 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 68 万 2,000 円に訂正されているところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（64 万 3,000 円、68 万 2,000 円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（63 万 3,000 円、67 万 2,000 円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、A共済組合から提出された給与台帳によれば、各申立期間の賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており、控除された各申立期間に係る厚生年金保険料についてもオンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

私が勤務していたA共済組合は、本来昇給による賞与支給額の変更を行うべきところ、その変更手続を行わず、変更前の賞与額に基づいて厚生年金保険料を控除していたとして、平成 23 年 3 月に年金事務所に 3 年分の訂正の届出を行ったが、20 年 6 月及び同年 12 月の賞与に関しては時効のため、標準賞与額が訂正されていない。

組合としては、賞与における厚生年金保険料の差額を納付するとしているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初、平成 20 年 6 月 30 日は 60 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 68 万 3,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に 20 年 6 月 30 日は 61 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 69 万 3,000 円に訂正されているところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（61 万 2,000 円、69 万 3,000 円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（60 万 3,000 円、68 万 3,000 円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞

与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A共済組合から提出された給与台帳によれば、各申立期間の賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており、控除された各申立期間に係る厚生年金保険料についてもオンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

私が勤務していたA共済組合は、本来昇給による賞与支給額の変更を行うべきところ、その変更手続を行わず、変更前の賞与額に基づいて厚生年金保険料を控除していたとして、平成 23 年 3 月に年金事務所に 3 年分の訂正の届出を行ったが、20 年 6 月及び同年 12 月の賞与に関しては時効のため、標準賞与額が訂正されていない。

組合としては、賞与における厚生年金保険料の差額を納付するとしているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初、平成 20 年 6 月 30 日は 88 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 95 万 7,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に 20 年 6 月 30 日は 88 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 96 万 4,000 円に訂正されているところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（88 万 8,000 円、96 万 4,000 円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（88 万 3,000 円、95 万 7,000 円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、A共済組合から提出された給与台帳によれば、各申立期間の賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており、控除された各申立期間に係る厚生年金保険料についてもオンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

私が勤務していたA共済組合は、本来昇給による賞与支給額の変更を行うべきところ、その変更手続を行わず、変更前の賞与額に基づいて厚生年金保険料を控除していたとして、平成 23 年 3 月に年金事務所に 3 年分の訂正の届出を行ったが、20 年 6 月及び同年 12 月の賞与に関しては時効のため、標準賞与額が訂正されていない。

組合としては、賞与における厚生年金保険料の差額を納付するとしているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初、平成 20 年 6 月 30 日は 84 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 92 万 5,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に 20 年 6 月 30 日は 85 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 93 万 4,000 円に訂正されているところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（85 万 3,000 円、93 万 4,000 円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（84 万 5,000 円、92 万 5,000 円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、A共済組合から提出された給与台帳によれば、各申立期間の賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており、控除された各申立期間に係る厚生年金保険料についてもオンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

私が勤務していたA共済組合は、本来昇給による賞与支給額の変更を行うべきところ、その変更手続を行わず、変更前の賞与額に基づいて厚生年金保険料を控除していたとして、平成 23 年 3 月に年金事務所に 3 年分の訂正の届出を行ったが、20 年 6 月及び同年 12 月の賞与に関しては時効のため、標準賞与額が訂正されていない。

組合としては、賞与における厚生年金保険料の差額を納付するとしているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初、平成 20 年 6 月 30 日は 87 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 96 万 3,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に 20 年 6 月 30 日は 88 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 97 万 1,000 円に訂正されているところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（88 万 6,000 円、97 万 1,000 円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（87 万 8,000 円、96 万 3,000 円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、A共済組合から提出された給与台帳によれば、各申立期間の賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており、控除された各申立期間に係る厚生年金保険料についてもオンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

私が勤務していたA共済組合は、本来昇給による賞与支給額の変更を行うべきところ、その変更手続を行わず、変更前の賞与額に基づいて厚生年金保険料を控除していたとして、平成 23 年 3 月に年金事務所に 3 年分の訂正の届出を行ったが、20 年 6 月及び同年 12 月の賞与に関しては時効のため、標準賞与額が訂正されていない。

組合としては、賞与における厚生年金保険料の差額を納付するとしているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初、平成 20 年 6 月 30 日は 85 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 93 万 6,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 3 月に 20 年 6 月 30 日は 86 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 94 万 5,000 円に訂正されているところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（86 万 2,000 円、94 万 5,000 円）ではなく、当初、記録されていた標準賞与額（85 万 5,000 円、93 万 6,000 円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、A共済組合から提出された給与台帳によれば、各申立期間の賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており、控除された各申立期間に係る厚生年金保険料についてもオンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

宮城厚生年金 事案 2470（事案 25 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年春頃から 33 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A 株式会社に勤務していた昭和 30 年春頃から 33 年 5 月までの期間が未加入期間であるとの回答があった。

私が、中学を卒業した昭和 25 年 4 月から 27 年 5 月頃までの勤務期間は、厚生年金保険に加入していなかったものの、30 年春頃から 33 年 5 月までの勤務期間については、労働組合からの提言もあり、厚生年金保険に加入していたはずである。

A 株式会社で勤務していた時の同僚等の姓を思い出したことに加え、同社で勤務していた者の厚生年金保険被保険者証の写しを入手したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の番号に欠番も無いこと、ii) 申立人の当時の同僚、申立てに係る労働組合の関係者が不明であり、これらの者から証言を得ることができない上、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 20 年 3 月 10 日付け

で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該事業所の同僚2名、経理担当者1名の姓を挙げるとともに、同事業所の被保険者であったとする者の「厚生年金保険被保険者証」（以下「被保険者証」という。）の写しを提出し、同事業所の厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかし、経理担当者と同僚1名の姓は、被保険者名簿に見当たらず、ほかの同僚1名の姓が確認できたものの、当該同僚は所在が不明である上、被保険者証を所持していた者は、申立期間後に被保険者資格を取得しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間に被保険者であった11名に照会したところ、回答のあった6名のうち1名が、申立人は、当該事業所に勤務していたと述べているが、この者を含む5名が、「入社後、直ちに厚生年金保険に加入したわけではない。」とし、いずれもが入社2か月から3年後に、被保険者資格を取得していることから、当時、事業主は、入社後直ちに厚生年金保険の加入手続をしていなかったことがわかれる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。